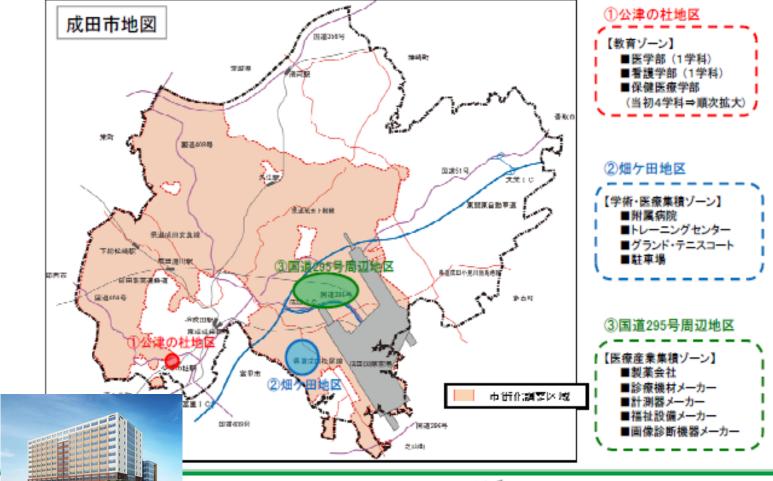




国家戦略特区「国際医療学園都市構想」

1. 構想の概要(4)

成田市と国際医療福祉大学は、「公津の杜(教育ゾーン)」および「畑ケ田地区(学術・医療集積ゾーン)」で医学部をはじめとした大学の学部・学科と附属病院などの施設を整備します。









目次

- - 2018年診療報酬改定と入院医療
- / ° | 2
 - 2018年診療報酬改定と外来医療
 - ①外来機能分化とかかりつけ医機能
 - ②生活習慣病重症化予防と糖尿病診療
- - ●外来診療とICT



パート1 2018年診療報酬改定と 入院医療



入院医療等調査評価分科会より

29.12.20

診療報酬改定について

12月18日の予算大臣折衝を踏まえ、平成30年度の 診療報酬改定は、以下のとおりとなった。

1. 診療報酬本体

+0.55%

600億円

各科改定率

医科 +0.63%

歯科 +0.69%

調剤 +0.19%

2. 薬価等

1.74%

1700億円

① 薬価

▲ 1. 65%

※ うち、実勢価等改定 ▲1.36%、

薬価制度の抜本改革 ▲0.29%

② 材料価格 ▲ 0.09%



なお、上記のほか、いわゆる大型門前薬局に対する評価 の適正化の措置を講ずる。

2018年診療報酬改定

~地域医療構想を下支え~

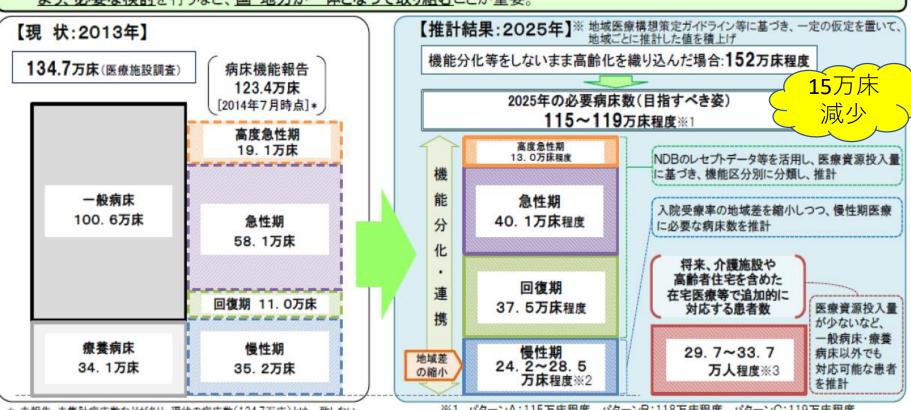


迫井正深医療課長

急性期入院医療の見直し(7対1病床見直し)

2025年の医療機能別必要病床数の推計結果(全国ベースの積上げ)

- 今後も少子高齢化の進展が見込まれる中、<u>患者の視点に立って、どの地域の患者も、その状態像に即した適切な医療を適切な場所で受けられる</u>ことを目指すもの。このためには、医療機関の<u>病床を医療ニーズの内容に応じて機能分化</u>しながら、<u>切れ目のない医療・介護を提供</u>することにより、限られた医療資源を効率的に活用することが重要。
 - (→「病院完結型」の医療から、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換の一環)
- <u>地域住民の安心を確保しながら改革を円滑に進める観点</u>から、今後、<u>10年程度かけて</u>、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等の医療・介護のネットワークの構築と併行して推進。
- ⇒・地域医療介護総合確保基金を活用した取組等を着実に進め、回復期の充実や医療・介護のネットワークの構築を行うとともに、
 - ・慢性期の医療・介護ニーズに対応していくため、全ての方が、その状態に応じて、適切な場所で適切な医療・介護を受けられるよう、必要な検討を行うなど、国・地方が一体となって取り組むことが重要。



- * 未報告・未集計病床数などがあり、現状の病床数(134.7万床)とは一致しない。 なお、今回の病床機能報告は、各医療機関が定性的な基準を参考に医療機能を 選択したものであり、今回の推計における機能区分の考え方によるものではない。
- ※1 パターンA:115万床程度、パターンB:118万床程度、パターンC:119万床程度
- ※2 パターンA:24.2万床程度、パターンB:27.5万床程度、パターンC:28.5万床程度
- ※3 パターンA:33.7万人程度、パターンB:30.6万人程度、パターンC:29.7万人程度

資料1

【第107回社会保障審議会医療保険部会(平成29年10月4日)資料1】

2018年診療報酬改定

次期診療報酬改定に向けた 基本認識、視点、方向性等について

改定の基本的視点について

- 改定の基本的視点については、以下の4点としてはどうか。
- その際、特に、今回の改定が6年に一度の介護報酬との同時改定であり、2025年以降も見据えて 医療・介護の提供体制を構築するための重要な節目となることを踏まえ、地域包括ケアシステムの構築 と医療機能の分化・強化、連携の推進に重点を置くこととしてはどうか。

視点1 地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携の推進 【重点課題】

視点2 新しいニーズにも対応できる安心・安全で質の高い医療の実現・充実

視点3 医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進

視点4 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上



診療報酬調査専門組織・入院医療等の調査・評価分科会 委員名簿

氏 名	所属
池田 俊也	国際医療福祉大学医学部公衆衛生学 教授
池端幸彦	医療法人池慶会 理事長
石川 広己	社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会 理事長
おかむら よしたか 古隆	公立大学法人 和歌山県立医科大学 理事長・学長
尾形 裕也	東京大学 政策ビジョン研究センター 特任教授
神野正博	社会医療法人財団董仙会 理事長
島弘志	社会医療法人 雪の聖母会 聖マリア病院 病院長
*************************************	法政大学経済学部 教授
武井 純子	社会医療法人財団慈泉会 相澤東病院 看護部長
たみやなるを	筑波大学 医学医療系 教授
筒井 孝子	兵庫県立大学大学院 経営研究科 教授
林田 賢史	産業医科大学病院 医療情報部 部長
ふじもり けんじ 藤森 研司	東北大学大学院医学系研究科 公共健康医学講座
135 AV HV 1-1	医療管理学分野 教授
本多 伸行	健康保険組合連合会 理事
むとう まさき 武藤 正樹	国際医療福祉大学大学院 教授

〇:分科会長

中央社会保険医療協議会の関連組織

報告

中央社会保険医療協議会 4

総会 (S25設置)

聴 Ħν

意見

専門部会

特に専門的事項を調査審議させるため必要があるとき、 中医協の議決により設置

診療報酬改定結果 検証部会

所掌:診療報酬が医療現場等 に与えた影響等について

設置:H17 会長:

委員:公益委員のみ

開催:改定の議論に応じて開催

平成22年度2回 平成23年度2回 平成24年度4回

薬価専門部会

所掌:薬価の価格算定ルール を審議

設置:H2

会長:西村万里子(明治学院大 学法学部教授)

委員:支払:診療:公益

=4:4:4

開催: 改定の議論に応じて開催

平成22年度2回 平成23年度14回 平成24年度7回

小委員会

特定の事項についてあらかじめ意見調整を行う必要があるとき 中医協の議決により設置

診療報酬基本問題 小委員会

]報

所掌:基本的な問題についてあら かじめ意見調整を行う

設置:H3

会長:森田朗(学習院大学法学部

教授)

委員:支払:診療:公益=5:5:6 開催:改定の議論に応じて開催

平成22年度開催なし 平成23年度開催なし

平成24年度5回

調査実施小委員会

所掌:医療経済実態調査 についてあらかじめ

意見調整を行う

設置:S42

会長:野口晴子(早稲田大学

政治経済学術院教授)

委員:支払:診療:公益 =5:5:4

開催:調査設計で開催

平成22年度3回

平成23年度1回 平成24年度3回

専門組織 薬価算定、材料の適用及び技術

的課題等について調査審議する 必要があるとき、有識者に意見を 聴くことができる

薬価算定組織

所掌:新薬の薬価算定等に ついての調査審議

設置:H12

委員長:長瀬隆英

(東京大学大学院教授)

委員:保険医療専門審査員

時期:4半期に一度の薬価 収載、緊急収載等に 応じて、月一回程度

保険医療材料

専門組織

所掌:特定保険医療材料の保

険適用についての調査

見診療報酬調査専門組織

所掌:診療報酬体系の見直しに係る技術的課題の調査・検討

委員:保険医療専門審査員

会長:小山信彌(東邦大学医学部特任教授)

■医療技術評価分科会 時期:年1回程度 会長:福井次矢(聖路加国際病院長)

■医療機関のコスト調査分科会 時期:年1回程度 会長:田中滋(慶應義塾大学大学院教授)

■医療機関等における消費税負担に関する分科会

■入院医療等の調査・評価分科会 会長:武藤正樹(国際医療福祉大学大学院教授)

■DPC評価分科会 時期:月1回程度

設置:H12

委員長:松本純夫

審議

(東京医療センター院長)

委員:保険医療専門審査員 時期:4半期に一度の保険

収載等に応じて、3月

に3回程度

費用対効果評価 専門部会

所掌:医療保険制度における 費用対効果評価導入の 在り方について審議

設置:H24

=6:6:4:3

会長:

委員:支払:診療:公益:参考人

開催:改定の議論に応じて開催

保険医療材料 専門部会

所掌:保険医療材料の価格算 定ルールを審議

設置:H11

会長:印南一路(慶應義塾大学総 合政策学部教授)

委員:支払:診療:公益=4:4:4

開催:改定の議論に応じて開催 平成22年度2回 平成23年度9回

平成24年度1回

7対1病床の要件見直し

重症度、医療・看護必要度

現在の7対1入院基本料における評価指標

評価指標	評価期間(①患者単位、②病棟単位)	施設基準	
(1) 重症度、医療·看護必要度	①毎日 ②直近の1か月	2割5分以上 (200床未満は2割3分以上)	
(2) 平均在院日数	①1入院あたり ②直近3か月	18日以内	
(3)在宅復帰率	①1入院あたり ②直近6か月間	8割以上	

(1)重症度、医療・看護必要度

一般病棟における重症度、医療・看護必要度の見直しの考え方 2016年改定

○ 入院医療等の調査・評価分科会のとりまとめを基に、これまでの中医協において資料として提示した考え方を、以下のとおり整理した。

Aモニタリング及び処置等	O点	1点	2点
1 創傷処置 (①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、②褥瘡の処置)	なし	あり	
2 呼吸ケア(喀痰吸引の場合を除く)	なし	あり	
3 点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり	/
4 心電図モニターの管理	なし	あり	
5 シリンジポンプの管理	なし	あり	/
6 輸血や血液製剤の管理	なし	あり	/
 7 専門的な治療・処置 ① 抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ) ② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理 ③ 麻薬の使用(注射剤のみ) ④ 麻薬の内服・貼付、坐剤の管理 ⑤ 放射線治療 ⑥ 免疫抑制剤の管理、 ⑦ 昇圧剤の使用(注射剤のみ) ⑧ 抗不整脈剤の使用(注射剤のみ) ⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用(ルナージの管理 ⑩ ドレナージの管理 	なし		あり
⑪無菌治療室での治療	なし		あり
8 救急搬送(搬送日より1~2日間程度)	なし	//	あり

В	患者の状況等	0点	1点	2点
1	寝返り	できる	何かにつまれ ばできる	できない
2	危険行動	ない		ある
	診療・療養上の指示が じる	はい	いいえ	
4	移乗	できる	見守り・一部介 助が必要	できない
5	口腔清潔	できる	できない	
6	食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
7	衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助

Ċ	手術等の医学的状況	0点	1点
J)開胸・開頭の手術(術当日より5~7日間程度)		
2)開腹・骨の観血的手術(術当日より3~5日間程度)	なし	4 .11
(3)胸腔鏡・腹腔鏡手術(術当日より2~3日間程度)	40	009
4)その他の全身麻酔の手術(術当日より1~3日間程度)		

重症者の定義

A得点が2点 以上かつ B得点が3点 以上の患者

A得点が 3点以上の 患者

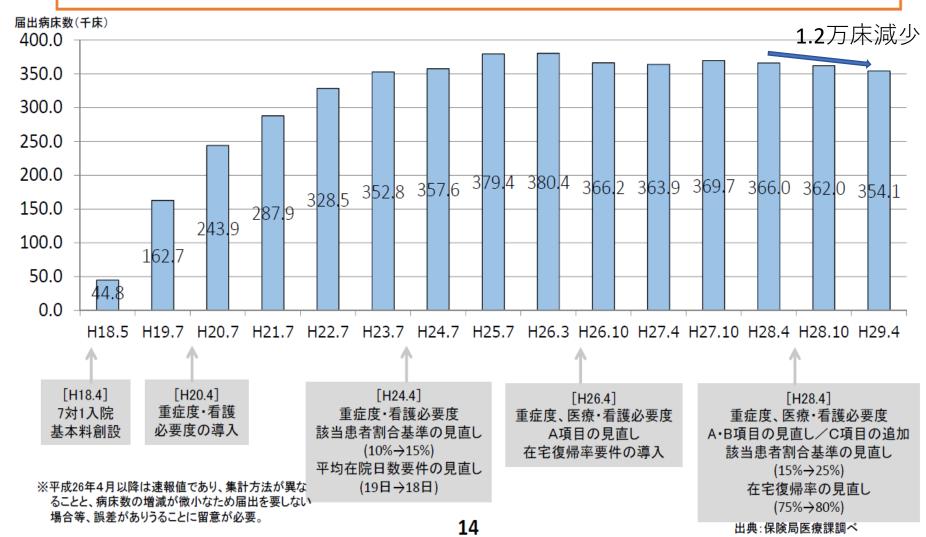
又は

C 1得点が 1点 以上の患者

2016年改定の7対1への影響

一般病棟入院基本料7対1の届出病床数の推移

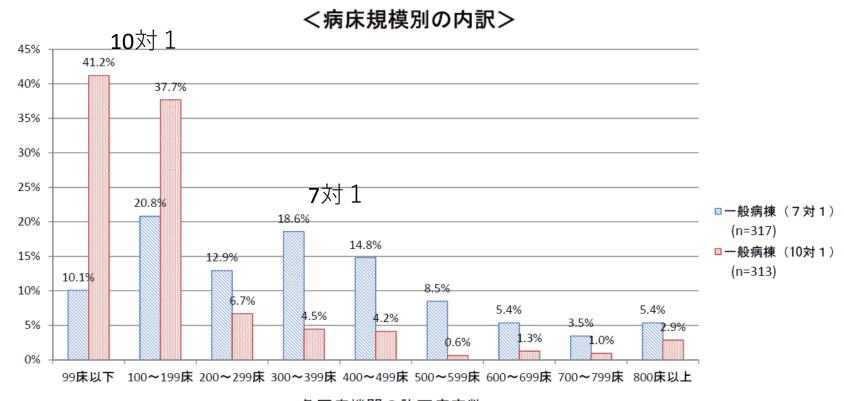
- 7対1入院基本料の届出病床数は平成18年に創設されて以降増加。
- 平成20年以降、7対1入院基本料の増加は緩やかになり、平成26年度以降は横ばいからやや減少の傾向となっている。



7対1、10対1比較

回答施設の状況②(一般病棟7対1・10対1入院基本料)

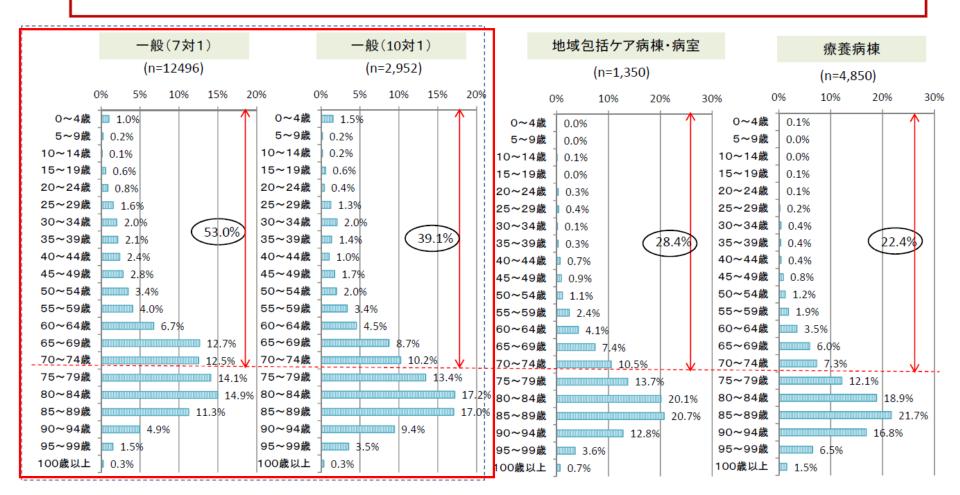
- 回答施設の病床規模をみると、一般病棟(7対1)を有していると回答した医療機関の許可病床数は、 100床~199床の医療機関が最も多く、次いで300~399床の医療機関が多い。
- 一般病棟(10対1)では、99床以下の医療機関と100~199床の医療機関で全体の8割弱を占める。



各医療機関の許可病床数

一般病棟(7対1、10対1)入院患者の年齢階級別分布

○ 一般病棟(7対1)の入院患者の年齢分布をみると、他の区分と比較して74歳以下の患者の占める割合が多い。

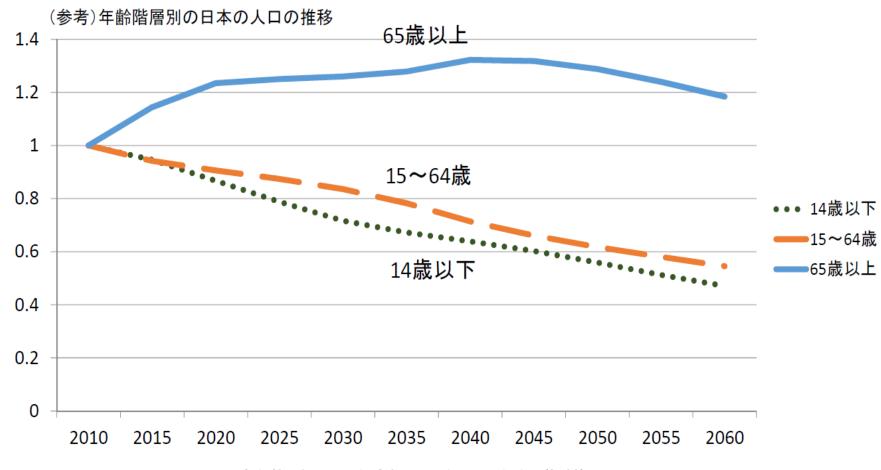


入院医療ニーズの将来予測① ~年齢構成~

 中医協 総 - 6

 2 9 . 3 . 1 5

〇年齢階層別の日本の人口の推移をみると、今後、65歳未満の人口は減少していくことが想定される。



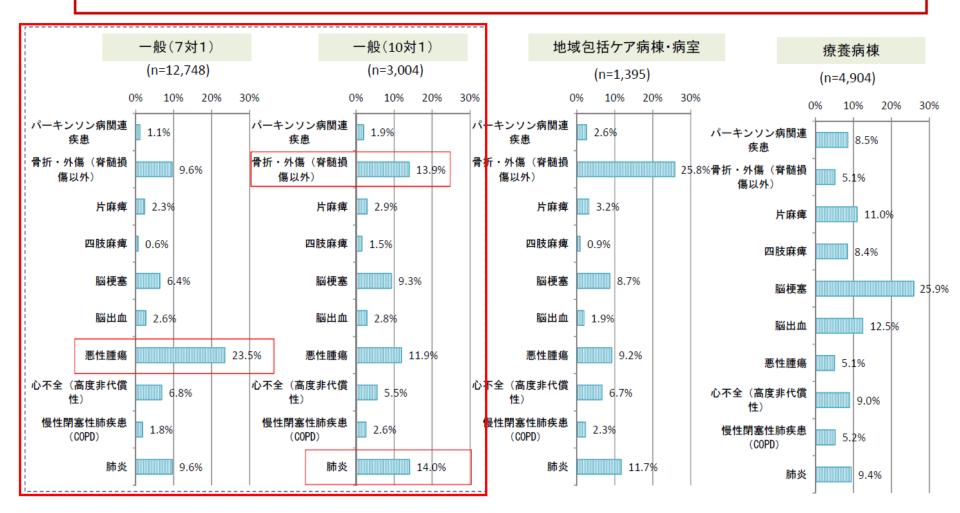
※各年齢層毎の2010年時点の人口を1とした場合の推計値

(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口) 厚生労働省「人口動態統計」

(平成22年国勢調査においては、人口12.806万人、生産年齢人口割合63.8%、高齢化率23.0%)

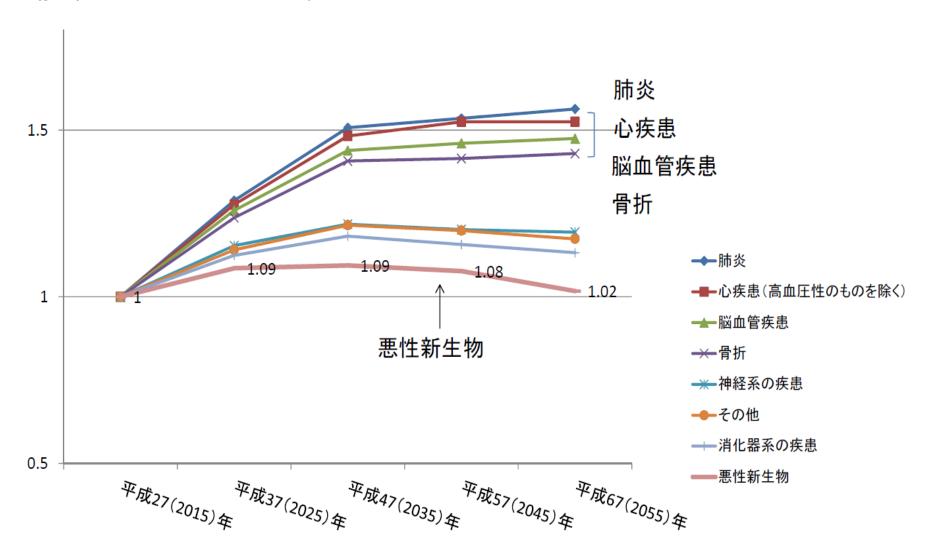
一般病棟(7対1・10対1)入院患者の疾患

○ 一般病棟(7対1・10対1)入院患者の疾患をみると、一般病棟(7対1)では、悪性腫瘍の患者が最も 多く、一般病棟(10対1)では、肺炎と骨折・外傷の患者の割合が最も多い。



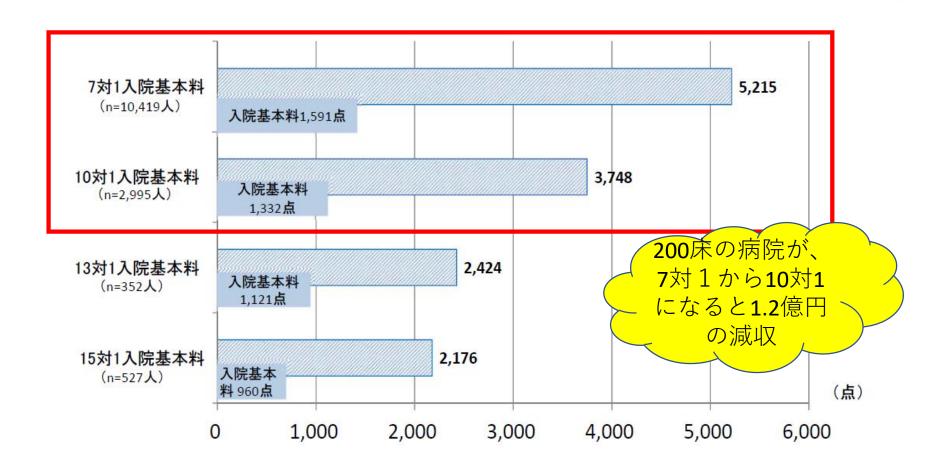
入院医療ニーズの将来予測② ~疾患構成~

(参考) 入院患者の将来推計 2015年を1とした場合の増加率



一般病棟入院基本料区分別 一日あたり平均レセプト請求点数

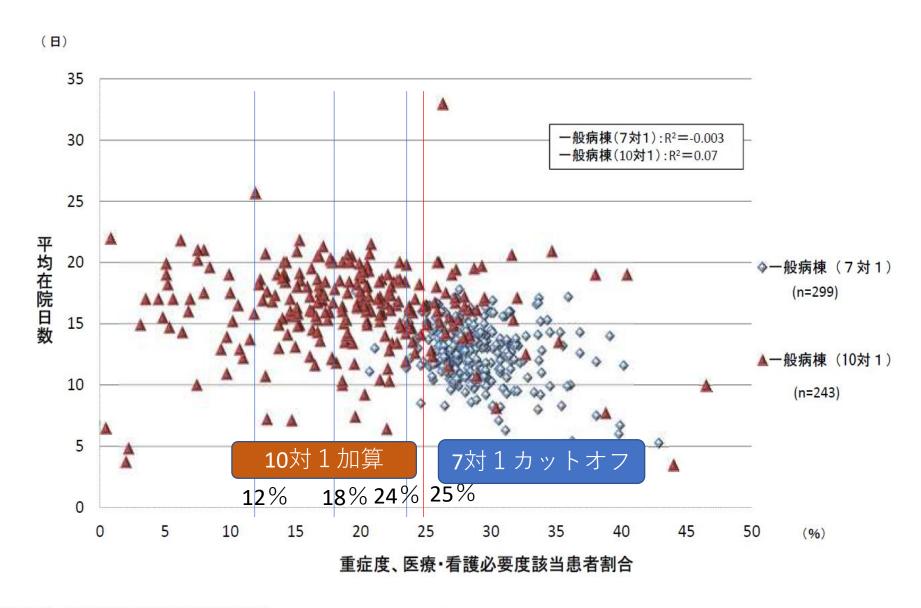
○ 一日あたり平均レセプト請求点数は7対1で最も高く、7対1、10対1で入院基本料以外の点数が多い。



[※] 平成26年11月10日~12月26日の間に医療機関が任意に定めた調査対象月のレセプトより算出

7対1、10対1の重症患者該当率を比較する

平均在院日数と重症度、医療・看護必要度該当患者割合の関係



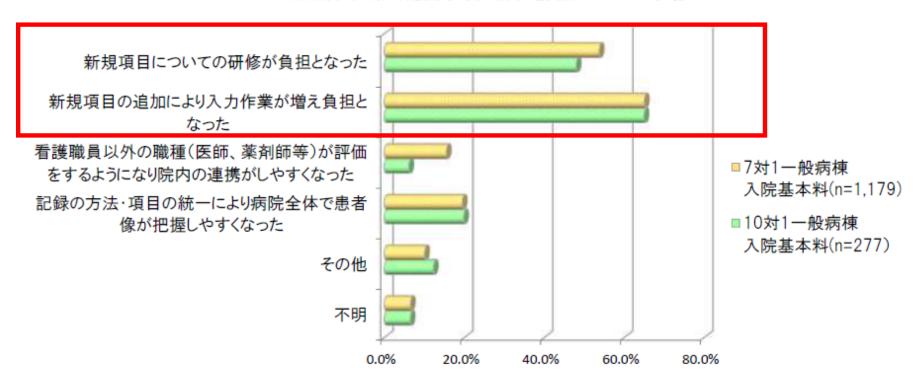


重症度、医療・看護必要度 のDPCデータによる 置き換えについて

重症度、医療・看護必要度の見直しの影響

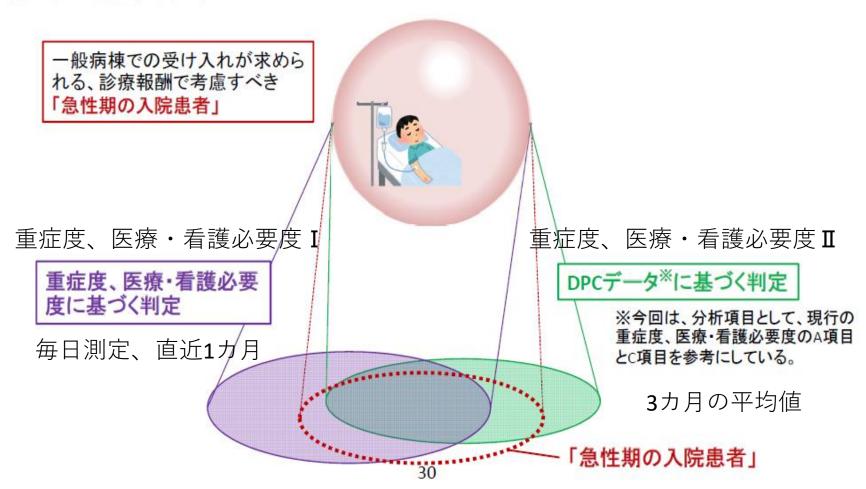
○ 重症度、医療・看護必要度の評価に関する平成28年度診療報酬改定での見直しの影響については、 「新規項目の追加により入力作業が増え負担となった」が、7対1病棟、10対1病棟ともに多かった。

<重症度、医療・看護必要度の評価を見直したことの影響>



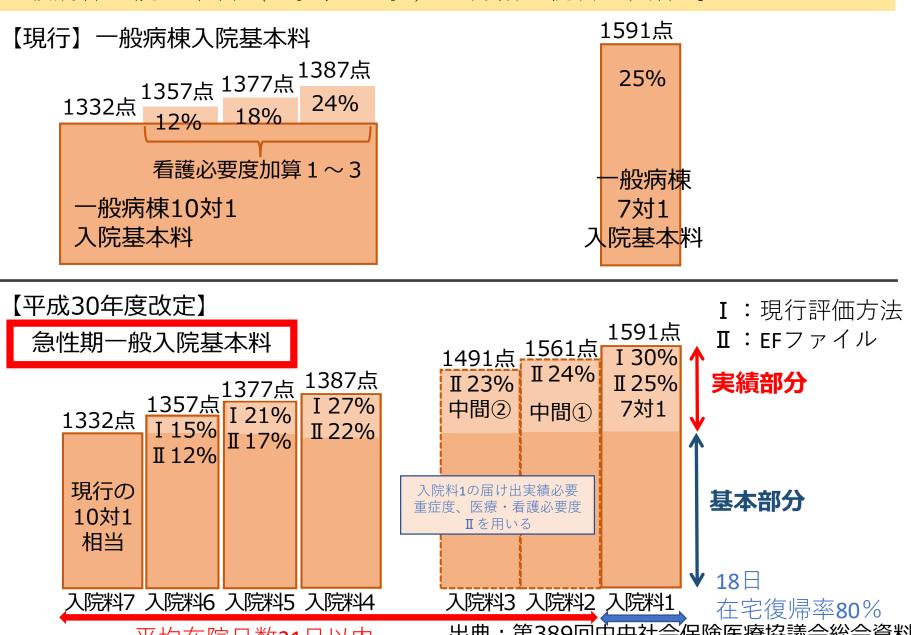
急性期の入院医療における医療・看護の必要性の高い重症な患者を 把握する手法の分析に係る概念図

○ 今回の分析の目的は、医療・看護の必要性が高い重症な患者であって、一般病棟での受け入れが求められる、診療報酬で考慮すべき、「急性期の入院患者」を、把握する評価手法としての合理性等を確認し、手法の特性に応じた整理するもの。





一般病棟入院基本料(7対1、10対1)の再編・統合の具体的なイメージ



出典:第389回中央社会保険医療協議会総会資料 平均在院日数21日以内

パート2 2018年診療報酬改定と 外来医療



2018年診療報酬改定と外来医療のポイント

ポイント① 外来機能分化とかかりつけ医機能 ポイント② 生活習慣病重症化予防と糖尿病診療 ポイント① 外来機能分化と かかりつけ医機能

資料1

【第107回社会保障審議会医療保険部会(平成29年10月4日)資料1】

2018年診療報酬改定

次期診療報酬改定に向けた 基本認識、視点、方向性等について

平成30年度診療報酬改定の概要-医科

I 地域包括ケアシステムの構築と 医療機能の分化・強化、連携の推進

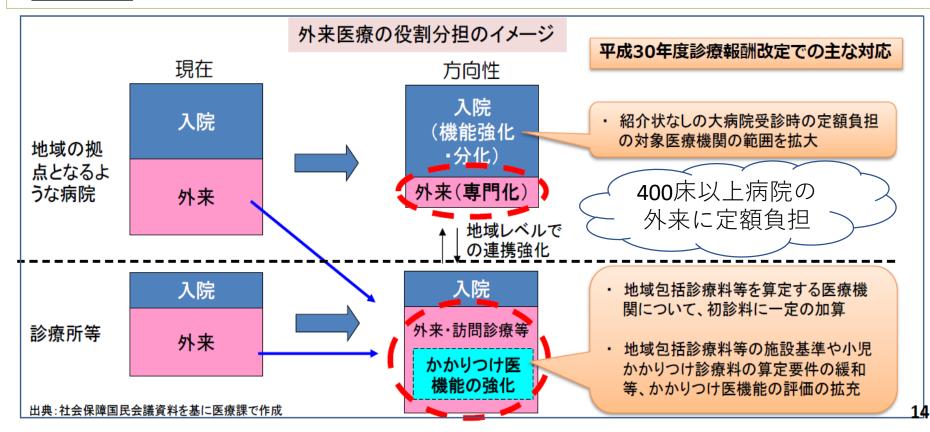
- 1. 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価
- 2. 外来医療の機能分化、かかりつけ医の機能の評価
- 3. 入退院支援の推進
- 4. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保
- 5. 医療と介護の連携の推進

外来医療の今後の方向性(イメージ)

社会保障制度改革国民会議報告書(H25年8月6日)抜粋

- 新しい提供体制は、利用者である患者が

 大病院、重装備病院への選好を今の形で続けたままでは機能しない
- <u>フリーアクセスの基本は守りつつ</u>、限りある医療資源を効率的に活用するという医療提供体制改革に即した観点からは、医療機関間の適切な役割分担を図るため、「緩やかなゲートキーパー機能」の導入は必要
- <u>大病院の外来は紹介患者を中心</u>とし、<u>一般的な外来受診は「かかりつけ医」に相談する</u>ことを基本とするシステムの 普及、定着は必須
- 医療の提供を受ける患者の側に、大病院にすぐに行かなくとも、<u>気軽に相談できるという安心感を与える医療体制の</u> 方が望ましい



かかりつけ医機能評価の充実

・がん患者に対しての治療と 仕事の両立のために産業医 と情報共有・連携を評価



情報共有

かかりつけ医とかかりつけ 歯科医の間の 情報共有の評価

末期のがん患者に ついてケアマネー ジャーと在宅主治医 との連携を強化



情報共有•連携



連携







生活習慣病管理料の療養計画書の記載項目(様式)に、保険者からの依頼に応じて情報提供を行うことを要件化

- かかりつけ医機能を有する医療 機関における初診機能の評価
- 地域包括診療料(※)等の施設基準の緩和
 - (※)複数の慢性疾患を持つ患者に対する継続的で全人的な医療を行うことを評価
- 小児かかりつけ診療料の算定要件の緩和



外来から訪問診療 に移行した患者への 在宅医療の提供実 績の評価

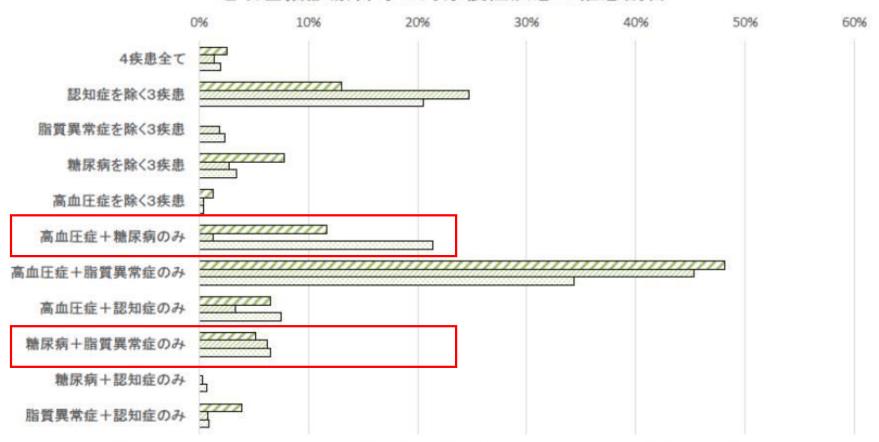
かかりつけ医機能の評価「地域包括診療料」

- 2014年度の診療報酬改定で創設された<u>「かかりつ</u> け医機能を評価する外来の包括報酬」
 - ・高血圧症、<mark>糖尿病</mark>、脂質異常症、認知症のうち2つ以上 の疾患を有する患者に対し・・・
 - 「患者が受診するすべての医療機関を把握する」
 - 「患者が服用するすべての薬剤を把握する」
 - 「在宅医療を提供する」などの要件(施設基準)
- ・200床未満の病院・診療所
 - 生活習慣病患者や認知症患者に総合的な医学管理を行 うことを評価する包括診療報酬
 - 届け出は2027年11月時点で227医療機関

地域包括診療料算定患者等の慢性疾患の状況②

対象疾患の組み合わせとしては、高血圧症と脂質異常症のみの場合が最も多かった。

地域包括診療料等の対象慢性疾患の罹患割合



口地域包括診療料算定患者 (n=77)

口地域包括診療加算算定患者 (n=1,435)

口非算定患者 (n=2,566) (※) 出典:平成27年検証調査

地域包括診療料等の見直し

要件緩和

1.515点

地域包括診療料等の見直し

▶ かかりつけ医機能を推進する観点から、医師の配置基準の緩和と在宅への移行実績を評価

7 7 7 7 7 17 E IX III C IE E 7 O E IX III	٥,
現行	
【地域包括診療料等】	
地域包括診療料 1,503点	
認知症地域包括診療料 1,515点	
[施設基準(抜粋)] 以下の全ての要件を満たしていること。 ア 診療所の場合 (イ) 時間外対応加算1の届出	
(ロ) <u>常勤医師2名</u> 以上の配置 (ハ) 在宅療養支援診療所 イ 病院の場合 (イ) 地域包括ケア病棟入院料の届出	

改定後

【地域包括診療料等】

(新)	<u>地域包括診療料1</u>	<u>1,560点</u>
	地域包括診療料2	1,503点
(新)	認知症地域包括診療料1	1 580 占

[施設基準(抜粋)]

- (1) 診療料については、以下の全ての要件を満たしていること。
 - ア 診療所の場合
 - (イ) 時間外対応加算1の届出

認知症地域包括診療料2

- →(ロ) 常勤換算2名以上の医師の配置、うち常勤医師が1名以上
 - (ハ) 在宅療養支援診療所
- イ 病院の場合
 - (イ) 地域包括ケア病棟入院料の届出を行っていること。
- (ロ) 在宅療養支援病院の届出を行っていること。
- (2) <u>診療料1</u>を算定する場合には、<u>外来中心の医療機関</u>であり、<u>当該</u> 医療機関での外来診療を経て訪問診療に移行した患者数が10人 以上であること。

小児かかりつけ診療料の見直し

(ロ) 仕毛漿養文援病院の届出

▶ 小児科医師の負担を軽減し、一層の普及を図る観点から、<u>在宅当番医制等</u>により<u>地域における夜間・休日の小児科外来診療に定期的に協力する常勤小児科医</u>が配置された医療機関について、時間外の相談対応について、<u>地域の在宅当番医等を案内する</u>ことでもよいこととする。

かかりつけ医の初診料に「機能強化加算(80点)」が上乗せ!

- 「機能強化加算(80点)」
 - ・「機能強化加算」は、専門医療機関への受診の要否の判断を含めた初診時における医療機能を評価する点数で、「かかりつけ医機能」の初診料に80点の加算がされる。
 - これまでの初診料は282点が362点に、3割アップする!

ポイント② 生活習慣病重症化予防と 糖尿病診療

- (1) 外来医学管理と目標管理
- (2) 糖尿病性腎症の重症化予防
- (3)糖尿病重症化予防と保険者との協同

(1) 外来医学管理と 目標管理



生活習慣病の指導管理に係る主な診療報酬の例

生活習慣病に係る計画の策定と治療管理に係る評価

生活習慣病管理料

- 1 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 イ脂質異常症を主病とする場合 650点 ロ 高血圧症を主病とする場合 700点 ハ 糖尿病を主病とする場合 800点
- 2 1以外の場合

イ脂質異常症を主病とする場合 1,175点 ロ 高血圧症を主病とする場合 1,035点 ハ 糖尿病を主病とする場合 1,280点

[主な算定要件]

- 治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、服薬、運動、休養、栄養、喫煙、家庭での体重や 血圧の計測、飲酒及びその他療養を行うに当たっての問題点等の生活習慣に関する総合的な 治療管理を行った場合に、許可病床数が200床未満の病院及び診療所である保険医療機関に おいて算定する。
- <u>服薬、運動、休養、栄養、喫煙及び飲酒等の生活習慣に関する総合的な治療管理を行う旨、患者に対して療養計画書により丁寧に説明を行い、患者の同意を得る</u>とともに、当該計画書に患者の署名を受けた場合に算定できる。

[主な施設基準]

○ 保険医療機関の屋内における禁煙の取扱いについて基準を満たしていること。

生活習慣病管理料における療養計画書①

○ 生活習慣病管理料における療養計画書において、血液検査値のうち、血糖値(HbA1c)には目標を記載する欄があるが、血圧については目標の欄がない。また、特定健診・特定保健指導の受診勧奨等に関する情報の欄がない。

生	舌習慣病 法	療養計画	曹 初	可用		(記)	入日:	年	月	日)
#- 4	患者氏名:		年	月日	(男・女)	-tr)	主病:		metr mike	one was also etc
生工	F月日:明·大	68 - 十	平	я і	1生(才)	山糖床界	5 山南皿	圧症 口脂	資異常証
	45 1	:検査結	果を理解す	できること・自	分の生活上	の問題点	を抽出し、	目標を影	定できること	
	【検査項目】					【血液検	查項目】	(採血日	月	日)
	口身 長	(cm))		□血糖(口空腹時	口随時	□食後()時間)
7	□体 重:現在	生(kg	→目標(kg)			(mg/dl)
検査	□ВМІ	()		□НЬА	c:現在	(%)→目標	(%)
	□腹 囲:現在	生(cm)	→目標(cm)	口総コレス	テロール	(mg/dl)
問診	口栄養状態	(低栄養	状態の意	れ良好	开 肥満)	口中性肌	開坊	(mg/dl)
100	口収縮期/	拡張期血	圧(1	mmHg)	□HDL⊐	レステロール	(mg/dl)
_	□運動負荷	心電図	TOTAL WITH			□LDL2	レステロール	(mg/dl)
	口その他	()	口その他	1 ()
	【問診】	口食事	の状況	口運動の状	犬況	口たばこ	_ □₹	の他の生	活	
	【①達成目標	則:患者と	相談した	目標						
	ſ)
	L									J
	【②行動目標	則:患者と	相談した	目標				医師氏名		
							1	医卵灰石		(印)
_	L				1000)			1.17

生活習慣病管理料における療養計画書②

		□食事摂取量を適正にする		食塩・調味料を控える	
		□野菜・きのこ・海藻など食物繊維の摂取を増やす		外食の際の注意事項()
		□油を使った料理(揚げ物や炒め物等)の摂取を制	らナロ	その他()
_ □	食事	□節酒:〔滅らす(種類・量:	を週	回))	
重		□間食:〔滅らす(種類・量:	を週	回)]	
原を		□食べ方:(ゆっくり食べる・その他()) 担当者の氏名	(60)
置		□食事時間:朝食、昼食、夕食を規則正しくとる			(印)
領域		□運動処方:種類(ウォーキング・ 時間(30分以上・)、頻度(ほ)	手毎日) ·週 日)	
2 0	口運動	強度(息がはずむが会話が可能な強さor 脈拍		拍/分 or)	
【重点を置く領域と指導項目】		□日常生活の活動量増加(例:1日1万歩・ □運動時の注意事項など() 担当者の氏名)	(印)
目 □7	たばこ	□非喫煙者である□禁煙・節煙の有効性□禁煙の実施方法等		担当者の氏名	(印)
1		□仕事 □余暇 □睡眠の確保(質·量)	口減量	t	
	口その 他	□家庭での計測(歩数、体重、血圧、腹囲等) □その他(担当者の氏名	(ED)
【服薬技	指導】	□処方なし □薬の説明		担当者の氏名	(印)
【瘀養	を行う	にあたっての問題点】			
【他の	施設。	の利用状況について】			
		は、□にチェック、()内には具体的に記入 『一の場合、すべての欄に署名する必要はない。	患者署	名	
水田目	-10 W-14	い徳は、すっての間に名づりのむ女はない。	医師氏	名	(ED)

生活習慣病重症化予防推進に係る要件の見直し

▶ 生活習慣病の重症化予防を推進する観点から、算定要件に以下の項目を追加する。

(1) 生活習慣病管理料の療養計画書の記載項目(様式)に、血圧の目標値及び特定健康診査・特定保健指導を実施する保険者からの依頼に応じて情報提供を行うこと等の記載欄を追加するとともに、同意が得られている場合に必要な協力を行うこと。 血圧の管理 目標を追加					
□収縮期/拡張期血圧:現在(/ mmHg)	【特定健康診査の受診の有無】	□有	□無		
→目標(/ mmHg) 【特定保健指導の利用の有無】 □有 □無					
	【保険者からの情報提供の求め に対する協力の同意】	□有	□無		

生活習慣病管理料の療養計画に目標管理を



Manegemet by Objective(MBO)

(2)糖尿病性腎症の 重症化予防



平成28年度診療報酬改定(重症化予防の取組の推進)

進行した糖尿病性腎症に対する運動指導の評価

▶ 糖尿病性腎症の患者が重症化し、透析導入となることを防ぐため、進行した糖尿病性腎症の患者に対する質の高い運動指導を評価する。

糖尿病透析予防指導管理料

腎不全期患者指導加算 100点

[算定要件]

<u>腎不全期(eGFR (ml/分/1.73m²) が 30未満)の患者に対し</u>、専任の医師が、当該患者が腎機能を維持する観点から必要と考えられる運動について、その種類、頻度、強度、時間、留意すべき点等について指導し、また既に運動を開始している患者についてはその状況を確認し、必要に応じてさらなる指導を行った場合に、腎不全期患者指導加算として100点を所定点数に加算する。

[施設基準]

次に掲げる②の①に対する割合が5割を超えていること。

- ① 4月前までの3か月間に糖尿病透析予防指導管理料を算定した患者で、同期間内に測定したe GFR_{Cr} 又はe GFR_{Cys} (ml/分/1.73m²)が 30未満であったもの(死亡したもの、透析を導入したもの、腎臓移植を受けたものを除き6人以上の場合に限る。)
- ② ①の算定時点(複数ある場合は最も早いもの。以下同じ。)から3月以上経過した時点で以下のいずれかに該当している患者。
 - ア) 血清クレアチニン又はシスタチンCが①の算定時点から不変又は低下している。
 - イ) 尿たんぱく排泄量が①の算定時点から 20%以上低下している。
 - ウ) ①でeGFR_{Cr}又はeGFR_{Cys}を測定した時点から前後3月時点のeGFR_{Cr}又はeGFR_{Cys}を比較し、その1月あたりの低下が30%以上軽減している。

[算定回数](平成28年度社会医療診療行為別統計)

腎不全期患者指導加算 69回/月 (糖尿病透析予防指導管理料の算定回数:9711回/月)

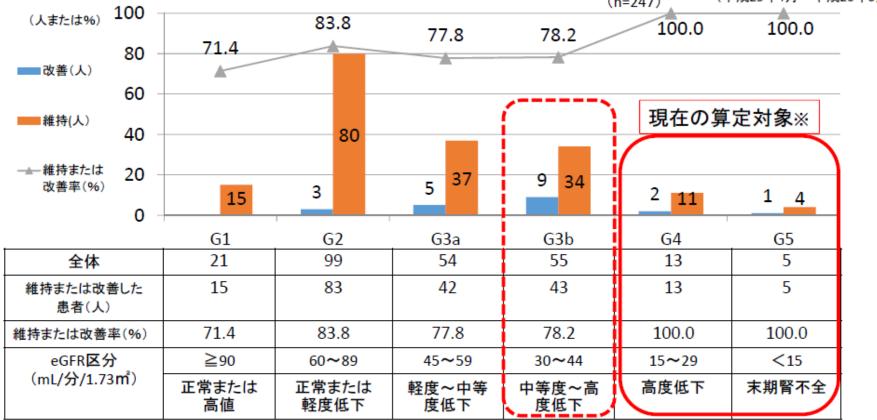
[届出施設数] (平成28年7月時点保険局医療課調べ)

腎不全期患者指導加算 66施設 (糖尿病透析予防指導管理料の届出施設数:1514施設)

糖尿病性腎症に対する運動療法の効果

- eGFR(mL/分/1.73㎡)の区分がG3以下(30以上)の患者においても、運動療法によって、高い割合でCKDステージが維持または改善されているとの報告がある。
- 現行の腎不全期患者指導加算の対象は、eGFRが30未満(G4以上)となっており、eGFRが30~44(G3b)の患者は含まれていない。

運動指導によりCKDステージが維持または改善した糖尿病患者の割合 (n=247) 出典:長浜赤十字病院における調査



透析予防指導管理の対象拡大、質の高い人工腎臓等の評価の充実

糖尿病透析予防指導管理料の腎不全期患者指導加算について、対象患者を拡大するとともに 名称の見直しを行う。

現行

【糖尿病透析予防指導管理料】

腎不全期患者指導加算

100点

[算定要件]

腎不全期(eGFRが 30mL/min/1.73m³未満)の患者に対して医師が必要な指導を行った場合

改定後

【糖尿病透析予防指導管理料】

(改)高度腎機能障害患者指導加算

100点

[算定要件]

eGFRが 45mL/min/1.73m未満の患者に対して医師が必要な指導を行った場合

- ▶ 夜間、休日に行われる人工腎臓や質の高い人工腎臓の評価を充実させる。
- ① 夜間、休日に人工腎臓を行った場合の評価を充実させる。

現行

【人工腎臓】

時間外•休日加算

300点



改定後

【人工腎臓】

(改)時間外・休日加算

380点

[算定できる場合]

入院中の患者以外の患者に対して、午後5時以降に開始した場合若しくは午後9時以降に終了した場合又は休日に行った場合

② 著しく人工腎臓が困難な患者等に対して行った場合の評価を充実させる。

現行

【人工腎臓】

障害者等加算

120点



改定後

【人工腎臓】

(改)障害者等加算

140点

③ 長時間の人工腎臓に対する評価を新設する。

(新) 長時間加算 150点 (1回につき)

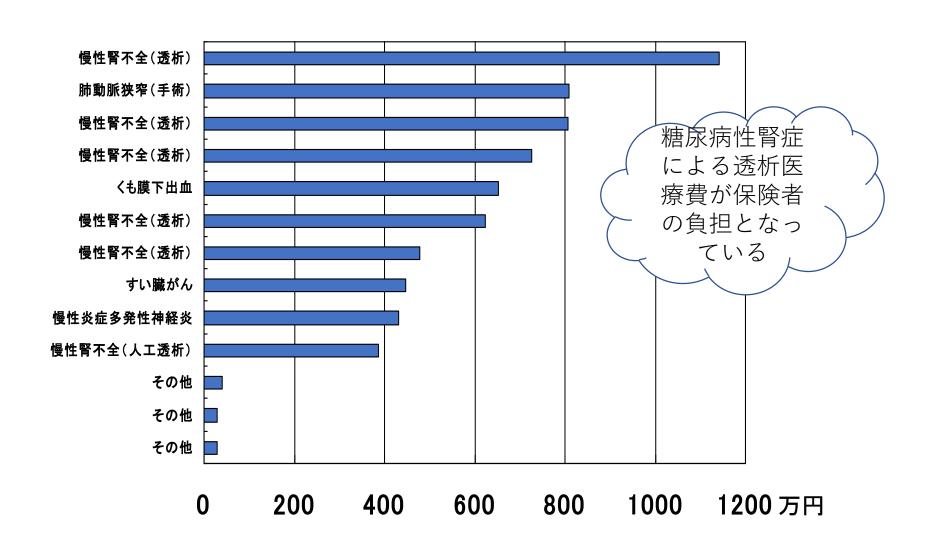
[算定要件]

通常の人工腎臓では管理困難な兆候を有するものについて、6時間以上の人工腎臓を行った場合に算定する。

(3)糖尿病重症化予防と保険者との協同



ある健保組合のレセプト分析より



糖尿病性腎症重症化予防プログラムについて(平成28年4月20日)

中医協 総 - 4

1. 趣旨

29.3.

- 呉市等の先行的取組を全国に広げていくためには、**各自治体と医療関係者が協働・連携できる体制の整備**が必 要。
- そのためには、埼玉県の取組例のように、**都道府県レベルで、県庁等が県医師会等の医療関係団体と協力して重** 症化予防プログラムを作成し、県内の市町村に広げる取組を進めることが効果的。
- そのような取組を国レベルでも支援する観点から、**日本医師会・日本糖尿病対策推進会議・厚生労働省の三者** で、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定したもの(それに先立ち本年3月24日に連携協定締結)。

2. 基本的考え方

(目的)

○ 重症化リスクの高い医療機関未受診者等に対する受診勧奨・保健指導を行い治療につなげるとともに、通院患 者のうち重症化リスクの高い者に対して主治医の判断で対象者を選定して保健指導を行い、**人工透析等への移行 を防止**する。

(性格)

- 先行する取組の全国展開を目指し、取組の考え方や取組例を示すもの。各地域における取組内容については**地** 域の実情に応じ柔軟に対応が可能であり、現在既に行われている取組を尊重。 (留意点)
- 後期高齢者については**年齢層を考慮した対象者選定基準**を設定することが必要。

3. 関係者の役割

※例示であり地域の実情に応じた取組を尊重

(市町村)

- 地域における**課題の分析**(被保険者の疾病構造や健康問題などを分析)
- 対策の立案(取り組みの優先順位等を考慮して立案、地域の医師会等の関係団体と協議)
- 対策の**実施**、実施状況の**評価**

(都道府県)

市町村の事業実施状況のフォロー、都道府県レベルで医師会や糖尿病対策推進会議等と取組状況の共有、対応 策等について議論、連携協定の締結、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定

重症化予防 石川県能美市糖尿病予防



川本素子氏…石川県能美市健康推進課長

- HbA1cが6.5以上の人を糖尿用管理 台帳に登録し、同患者を優先して 保健指導をしている。2008年、 HbA1cのワースト30人を訪問し、 実地調査を行った。
- その結果、数値が予想以上に悪く、 「放置してはいけない」と医師会 と連携した活動をすることになっ た。
- ・ 重症化予防事業として、治療中の 人にも市の保健師が訪問し、栄養 指導をできる仕組みを整えた。
- この結果、8年間の活動でHbA1c の数値に問題のある人の割合が 減った。
- 市の保健活動に医師会も理解してくれていて、個別症例ごとに相談をしあえる仲になったという。

石川県能美市の糖尿病予防事例

HbA1cワースト30への訪問



能美市健康福祉部健康推進課の 川本素子担当課長





LDL · HDL ·

能美市医師会の松田健志会長

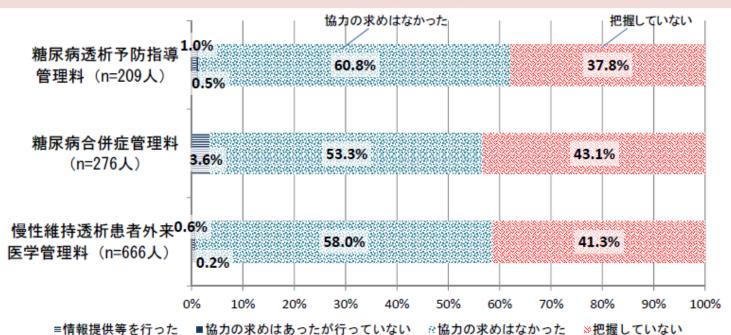
HbA1cワースト30人のリストは、関係者が危機感を共有し、 医療と連携するきっかけとなった

保険者からの協力要請による診療情報の提供等の実施

中医協 総 - 4 29.3.29

○ 糖尿病に関する主な管理料を算定している患者について、保険者からの協力要請による診療情報の提供等の実施状況をみると、保険者からの協力要請による診療情報の提供について「協力の求めはなかった」と回答した割合が最も多く、「情報提供等を行った」と回答した割合は極めて少ない。

保健指導を行う目的で保険者からの協力要請による診療情報の提供等の実施状況 (平成28年1月~12月)



【回答医療機関】7対1一般病棟入院基本料又は10対1一般病棟入院基本料を届け出ている126医療機関 【対象患者】生活習慣病を有し、平成28年12月に再来で来院し、糖尿病透析予防指導管理料、糖尿病合併症管理 料、慢性維持透析患者外来医学管理料を算定している患者

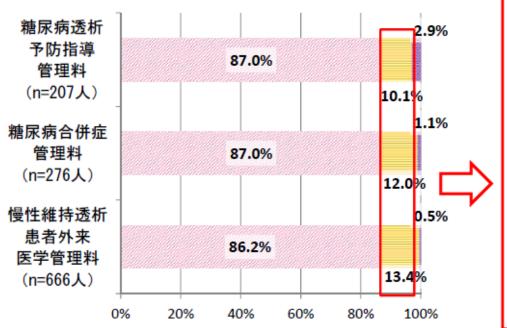
出典:保険局医療課調べ

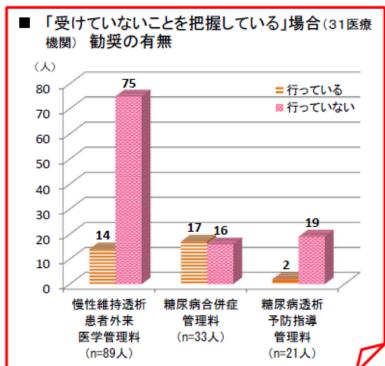
特定健診・特定保健指導を受けているかどうかの把握

中医協 総 - 4 29.3.29

○ 糖尿病に関する主な管理料を算定している患者について、患者が特定健診・特定保健信息を受けているかどうか、「把握していない」と回答した割合が最も多く、受けていないことを把握した場合、受けるよう勧奨しているかの有無では、慢性維持透析患者外来医学管理料と糖尿病透析予防指導管理料を算定している患者では、「行っていない」と回答した割合が比較的多い。

■ 患者が特定健診・特定保健指導を受けているかどうかの 把握の有無(平成28年1月~12月)





∞把握していない

■受けていないことを把握している

™受けていることを把握している

【回答医療機関】7対1一般病棟入院基本料又は10対1一般病棟入院基本料を届け出ている126医療機関

【対象患者】生活習慣病を有し、平成28年12月に再来で来院し、糖尿病透析予防指導管理料、糖尿病合併症管理料、慢性維持透析患者外来医学管理料を算定している患者

生活習慣病重症化予防推進に係る要件の見直し

▶ 生活習慣病の重症化予防を推進する観点から、算定要件に以下の項目を追加する。

(1) 生活習慣病管理料の療養計画書の記載項目 実施する保険者からの依頼に応じて情報提供を行 合に必要な協力を行うこと。 [追加する記載欄のイメージ]	うこと等の記載欄を追加す		
□収縮期/拡張期血圧:現在(/ mmHg)	【特定健康診査の受診の有無】	□有 □無]
→目標(/ mmHg)	【特定保健指導の利用の有無】	□有 □無	1
	【保険者からの情報提供の求め に対する協力の同意】	□有 □無	

パート3 外来診療とICT



「オンライン診療の導入」 安倍首相が明言



- 2017年4月14日の第7 回未来投資会議
- 「対面診療とオンラインでの遠隔診療を 組み合わせた新しい 医療を次の診療報酬 改定でしっかり評価 する」

遠隔診療(情報通信機器を用いた診療)と診療報酬上の評価

		診療形態	診療報酬での評価
医師対医師 (D to D)		用いて画像等の送受信を行い 的な知識を持っている医師と 行うもの	 ・遠隔画像診断 画像を他医療機関の専門的な知識を持っている医師に送信し、その読影・診断結果を受信した場合 ・遠隔病理診断標本画像等を他医療機関の専門的な知識を持っている医師に送信し、診断結果を受信した場合
医師対患者	,	医師が情報通信機器を用いて 患者と離れた場所から診療を 行うもの	・電話等による再診 患者の病状の変化に応じ療養について医師の指示を 受ける必要の場合であって、当該患者又はその看護 に当たっている者からの医学的な意見の求めに対し 治療上必要な適切な指示をした場合
(D to P)	F	情報通信機能を備えた機器を用いて患者情報の遠隔モニタリングを行うもの	・心臓ペースメーカー指導管理料(遠隔モニタリング加算) 体内植込式心臓ペースメーカー等を使用している患者 に対して、医師が遠隔モニタリングを用いて療養上必 要な指導を行った場合

平成28年度改定(情報通信技術(ICT)を活用した医療連携の推進)

診療情報提供書等の文書の電子的な送受に関する記載の明確化

▶ 診療情報提供書等の診療等に要する文書(これまで記名・押印を要していたもの)を、 電子的に送受できることを明確化し、安全性の確保等に関する要件を明記。

画像情報・検査結果等の電子的な送受に関する評価

▶ 保険医療機関間で、診療情報提供書を提供する際に、併せて、画像情報や検査結果等を 電子的に提供し活用することについて評価。

(新) 検査・画像情報提供加算

(診療情報提供料の加算として評価)

イ 退院患者の場合 200点

ロ その他の患者の場合 30点

診療情報提供書と併せて、画像情報・検査結果等を電子的方法により提供した場合に算定。

(新) 電子的診療情報評価料 30点

診療情報提供書と併せて、電子的に画像情報や 検査結果等の提供を受け、診療に活用した場合に 算定。







[施設基準]

- ① 他の保険医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信が可能なネットワークを構築していること。
- ② 別の保険医療機関と標準的な方法により安全に情報の共有を行う体制が具備されていること。

遠隔診療(情報通信機器を用いた診療)と診療報酬上の評価

		診療形態	診療報酬での評価
医師対医師 (D to D)		を用いて画像等の送受信を行い 門的な知識を持っている医師と 行うもの	 ・遠隔画像診断 画像を他医療機関の専門的な知識を持っている医師に送信し、その読影・診断結果を受信した場合 ・遠隔病理診断標本画像等を他医療機関の専門的な知識を持っている医師に送信し、診断結果を受信した場合
医師対患者	情報通信機器を 用いた診察	医師が情報通信機器を用いて 患者と離れた場所から診療を 行うもの	・電話等による再診 患者の病状の変化に応じ療養について医師の指示を 受ける必要の場合であって、当該患者又はその看護 に当たっている者からの医学的な意見の求めに対し 治療上必要な適切な指示をした場合
(D to P)	情報通信機器を 用いた遠隔 モニタリング	情報通信機能を備えた機器を用いて患者情報の遠隔モニタリングを行うもの	・心臓ペースメーカー指導管理料(遠隔モニタリング加算) 体内植込式心臓ペースメーカー等を使用している患者 に対して、医師が遠隔モニタリングを用いて療養上必 要な指導を行った場合

福岡市健康先進都市戦略 「かかりつけ医」機能強化事業について

実証事業概要

- 福岡市が推進する超高齢社会への対応「福岡100」プロジェクトの一事業として、ICTを活用し、「かかりつ **け医」機能の強化を図ることを目的**とした事業
- 2016年11月に、**福岡市と福岡市医師会によるWGを発足、九州厚生局をオブザーバ**に迎え、企画検討を開始
- 2017年4月より、株式会社インテグリティ・ヘルスケアの協力の下、同社のオンライン診療システムYaDocを 市内医療機関に試行運用し、その有用性の評価と安全運用に向けたガイドライン策定に取り組んでいる

【運営委員】

福岡市医師会

福岡市

【事務局】

医療法人社団鉄祐会

【オブザーバ】

九州厚牛局

【協力】

インテグリティ・ヘルスケアテ Integrity Healthcare



YaDoc









YaDoc

2016年11月

WGを発足

※以降、毎月WG運営委員会を開催し、オンライン診療の活用用途、 利用ルール、普及促進企画を検討

2017年2月

福岡市医師会員への説明会

※企画への賛同可否についてアンケートを実施し、その後、個別説 明の下、導入医療機関を決定

2017年4月

オンライン問診の利用開始

※待合室にてタブレット端末での問診を実施

2017年6月

第1回 意見交換会 実施

2017年8月

オンライン診察の利用開始

※患者の自宅からビデオチャットによる診療を実施

2017年10月

第2回 意見交換会 実施

オンライン診療の位置づけ

オンライン診療とは、

ICTを活用し、医師と患者が<u>離れた場所でありながら、患者の状態を把握し、診療を行う</u>ものであり、患者の外来通院あるいは医師の訪問診療など、<u>対面による診療行為を補完する</u>ものである。

外来診療

患者が病院へ来院して診療

訪問診療

医師が患者を訪問して診療

オンライン診療

医師・患者がそれぞれの場所にいながら診療



問診



モニタリング





診察



本事業では、オンライン診療を対面診療の補完として位置づけ、 診療の 質と効率性 を高めるものとしてその有用性を検証

利用開始までの流れ

対象患者の選定

既に継続受診を行っている 患者の中から選定

治療計画への合意

オンライン診療をどのように 適用するか計画を作成し、患者へ説明

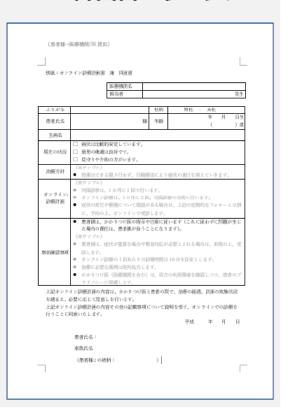
患者への操作説明(機器貸与)

スマートフォンの設定 および患者宅の利用環境を確認

デモンストレーション (リハーサル) 診療予約から診察開始、 終了までの流れを確認

オンライン診療実施

治療計画書 サンプル



医療機関にて患者を選定し、オンライン診療の治療計画について 患者から同意取得の上、利用を開始

実証結果にみるオンライン診療の効用

訪問診療

患者・介護者への安心

状態が刻一刻と変化する中で患者を介護する家族の不安は募るが、 電話だけでは状況を医師に伝える ことが難しく、また医師も頻回に 訪問することは難しい。

オンラインで状況を共有し指示を 仰ぐことで一定の対応が行える。 <u>オンラインで繋がることが訪問頻</u> 度が減っても安心できる。

医師の負担軽減

電話だけでは判断が難しいが映像 により状態を把握することで適切 な指示を出したり、必要な準備を して訪問診療が行える。

往診依頼があり、訪問してみると 行かなくても大丈夫だったという こともある中で、本当に必要なと きだけ訪問することで無駄をなく すことが可能。

外来診療

介護者の負担軽減

高齢となると1人では**通院が困難で あるが、在宅医療を頼むまででは ない場合**がある。

高齢患者の家族は勤労世代であることが多く、オンラインにより通院介助の負荷を軽減しながら受診頻度を高めることで、重症化前に対応することが可能。

早期対応

急な症状変化において、**電話では 患者も状況の説明が難しく、医師 も判断がしづらい**。

外来診療を行うところでは、<u>緊急</u> **往診も対応することは困難**。

かかりつけ医であれば、過去の検査結果や受診状況もわかり、**映像を診て一定の判断の下、適切な指示を出す**ことができる。

オンライン診察を組み合わせた医学管理(在宅)のユースケース(1)

【ユースケースの例1(在宅)】

- 在宅での療養を長期継続している患者
- ・ 従来、月1回の訪問診療を行い、在宅時医学総合管理料を報酬を算定していたが、状態の悪化 に伴い、頻回の状態確認が必要となったケース。

<在宅時医学総合管理料算定患者における管理(訪問診療)の例>

●:訪問診療 O:オンライン診察

										· 6/11	可診療し	1.12)
	1w	2w	3w	4w	5w	6w	7w	8w	9w	10w	11w	12w
	•				•				•			
						_	,	オンライ	ンを併用	する場合	合	
	•				•		0		•		•	
ı			1			,					Υ	
		合管	特医学総 管理料 回訪問)			合管	医学総 理料 回訪問)			合管	医学総 理料 回 <u>訪問</u>)	
Ž		=± 88	十 - - - -			=七月日=	+ 诊療料			=± 88;	十	
) ס		訪問	診療料		Ų	高刀 [中] 高	乡惊科		Ļ	- 訪問	診療料	
₹						オンライ	ンの診察 57		(訪問	診療料	
					- A	= 0 <i>b</i>			I= \	L~ = 17 \		

オンライン診療料:70点(1月につき)(新設) オンライン医学管理料:100点(1月につき)(新設)

遠隔診療(情報通信機器を用いた診療)と診療報酬上の評価

		診療形態	診療報酬での評価
医師対医師 (D to D)		日 用いて画像等の送受信を行い 目的な知識を持っている医師と 行うもの	 遠隔画像診断 画像を他医療機関の専門的な知識を持っている医師に送信し、その読影・診断結果を受信した場合 遠隔病理診断標本画像等を他医療機関の専門的な知識を持っている医師に送信し、診断結果を受信した場合
医師対患者	情報通信機器を 用いた診察	医師が情報通信機器を用いて 患者と離れた場所から診療を 行うもの	・電話等による再診 患者の病状の変化に応じ療養について医師の指示を 受ける必要の場合であって、当該患者又はその看護 に当たっている者からの医学的な意見の求めに対し 治療上必要な適切な指示をした場合
(D to P)	情報通信機器を 用いた遠隔 モニタリング	情報通信機能を備えた機器を 用いて患者情報の遠隔モニタリングを行うもの	・心臓ペースメーカー指導管理料(遠隔モニタリング加算) 体内植込式心臓ペースメーカー等を使用している患者 に対して、医師が遠隔モニタリングを用いて療養上必 要な指導を行った場合

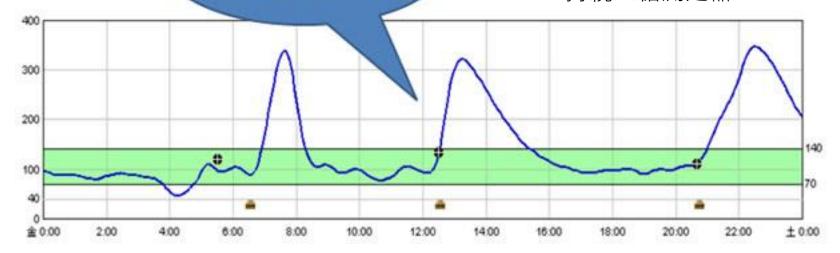
オンライン診療と糖尿病



血糖値の変化を グラフでみること ができます。



持続血糖測定器



診療報酬における社会保障改革の実現に向けたスケジュール(粗いイメージ)

2012年 2014年 2016年 2018年 2020年 2022年 2024年 2025年

医

療

介

護

 \mathcal{O}

あ

る

ベ

き

姿





医療と介護のクロスロード to 2025

- •緊急出版!
- 2018年同時改定の 「十字路」から2025 年へと続く「道」を 示す!
- 医学通信社から2018年2月出版予定本体価格 1,500円 + 税



ご清聴ありがとうございました



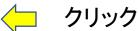
フェース ブックで 「お友達募 集」をして います

国際医療福祉大学クリニックhttp://www.iuhw.ac.jp/clinic/で月・木外来をしております。患者さんをご紹介ください

本日の講演資料は武藤正樹のウェブサイトに公開しております。ご覧ください。

武藤正樹

検索|



ご質問お問い合わせは以下のメールアドレスで mutoma@iwhw.ac.jp